特定非営利活動法人の活動分野について (2025年03月31日現在)

1. 2025年03月31日現在の法人数	1.	2025年	-03月	31 E]現在	の法丿	人数
----------------------	----	-------	------	------	-----	-----	----

49,492

2. 法人の行う活動の分野(20分野別、複数回答)

号数	活動の種類	法人数
# 4 D	 	20.705
第1号	保健、医療又は福祉の増進を図る活動	28,765
第2号	社会教育の推進を図る活動	25,034
第3号	まちづくりの推進を図る活動	22,832
第4号	観光の振興を図る活動	4,436
第5 号	農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	3,854
第6号	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	18,756
第7号	環境の保全を図る活動	13,237
第8 号	災害救援活動	4,572
第9 号	地域安全活動	6,518
第10号	人権の擁護又は平和の推進を図る活動	9,312
第11号	国際協力の活動	9,092
第12 号	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	4,929
第13号	子どもの健全育成を図る活動	24,741
第14号	情報化社会の発展を図る活動	5,483
第15 号	科学技術の振興を図る活動	2,726
第16号	経済活動の活性化を図る活動	8,780
第17号	職業能力開発又は雇用機会拡充の支援活動	12,889
第18号	消費者の保護を図る活動	2,756
第19号	連絡、助言又は援助の活動	23,589
第20号	指定都市の条例で定める活動	370

⁽注1)一つの法人が複数の活動分野の活動を行う場合があるため、合計は49,492法人にはならない。

3. 一つの法人が行う特定非営利活動の分野数

分野数	法人数
1個	4,793
2個	6,961
3個	8,313
4個	7,934
5個	6,433
6個	4,735
7個	3,276
8個	2,174
9個	1,396
10個	996
11個	664
12個	533
13個	305
14個	210
15個	155
16個	83
17個	244
18個	48
19個	192
20個	47

(注4)13個から17個までは、改正特定非営利活動促進法施行日(平成15年5月1日)以降に申請して認証された分のみが対象。 (注5)18個から20個までは、改正特定非営利活動促進法施行日(平成24年4月1日)以降に申請して認証された分のみが対象。

⁽注2)第14号から第18号までは、改正特定非営利活動促進法施行日(平成15年5月1日)以降に申請して認証された分のみが対象。

⁽注3)第4号、第5号及び第20号は、改正特定非営利活動促進法施行日(平成24年4月1日)以降に申請して認証された分のみが対象。